平成２６年（フ）第２４８号
埼玉県日高市大字上鹿山288番地２　日高ハイツ202
債務者　安藤　一美（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２５９号
埼玉県所沢市中新井３丁目20番Ａ―208号
債務者　齋藤　愛子
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２６８号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保469番地10　エフエスハイツ105号
債務者　大山　　洋
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１８０号
神奈川県平塚市高浜台30番３―704号
債務者　角田登志子（旧姓反町）
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１９５号
神奈川県小田原市浜町１丁目１番17号、前住所神奈川県小田原市蓮正寺897番地の１　ロッキーホームニュー蓮正寺401号室
債務者　浅田　　一
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４５号
岐阜県多治見市姫町３丁目171番地　ハイツカネハマ105
債務者　神小路和男
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１５２号
静岡県田方郡函南町上沢154番地の４、前住所静岡県田方郡函南町畑529番地の57
債務者　高田　　博
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
静岡県田方郡函南町上沢154番地の４、前住所静岡県田方郡函南町畑529番地の57
債務者　高田　貞子
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
静岡県御殿場市東田中1178番地の３　便船塚ハイツＢ105
債務者　山中　明美
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
神奈川県愛甲郡愛川町中津995番地の６　クレールメゾンＳⅡ102、前住所神奈川県愛甲郡愛川町中津2412番地の１
債務者　松浦　常男
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２８号
新潟県上越市大字滝寺2397番地４　アパートアイビー106号
債務者　高橋　佑介
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１００号
香川県高松市高松町1211番地30
債務者　成田　英樹
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２号
福岡県大牟田市大字橘1281番地１　市営橘住宅10棟32号、申立時の住所福岡県大牟田市原山町15番地１　原山桜荘Ｂ棟101号
債務者　森　　有衣（旧姓殿川）
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第２４号
福岡県大牟田市大字手鎌1380番地12　シベール手鎌１番館307号
債務者　四丸　秀幸
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第３８号
佐賀県唐津市浜玉町横田下937番地５　ジュネス３番館103号
債務者　牧浦　達也
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１１４号
茨城県水戸市元吉田町2277番地の22
債務者　長坂　彰英
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第７３号
埼玉県幸手市大字惣新田3313番地１、前住所茨城県古河市下大野2954番地20　カナディ92―101
債務者　池田　　清
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部